

ヒルフェ通信(3月号) ❖そっと寄り添いやさしくサポート❖

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



◆練馬地区無料市民セミナーが終了いたしました

2月19日、練馬地区無料市民セミナー「障害者と親のための成年後見制度」～親の高齢化と親なき後に備える～が練馬区立区民・産業プラザ ココネリホールにおいて開催されました。常住理事長の挨拶から始まり、第一部では「権利擁護センターほっとサポートねりま」の千葉三和子所長が講師となり、当センターの役割及び支援内容について、具体的事例を用いてご説明いただきました。支援を受ける本人が必要とする能力や利用のポイントを分かりやすく示され、質問タイムでは障害者のご家族、施設関係者ら計7名より質問が挙がるなど、関心の高さがうかがえました。

第2部では「成年後見制度を利用するにあたって注意すべきこと」と題し、関口和雄理事が講師となり、豊富な経験から制度の実状及び利用の注意についてお話しいただきました。随所に内閣府の推進計画を引用し、制度の方向性を示しつつ、障害者支援の視点から後見人が必要となる事例や、制度を利用するための心得など、今回のテーマならではの解説が多くありました。

第3部の無料相談会では3名の申込があり、約1時間相談時間を設け対応致しました。今回はセミナー全体的を通して手話通訳が入り、60名を超える一般のお客様にご来場いただき、会場もほぼ満員で盛況のうちに終了することができました。



◆東京家庭裁判所より後見センターレポートvol.16ができました

今回のレポートは、親族後見人からの質問に答える形で、家裁に連絡票で質問したときに、後見センターから「後見人の裁量判断に任せる」と言われた場合の考え方について書かれていました。後見人の「裁量」とは？具体例から見る「後見人の裁量」の範囲などの考え方が書かれています。是非ご確認ください。

http://www.courts.go.jp/tokyo-f/vcms_lf/kouken_report_vol16.pdf



◆会員向け相談レポート

1月22日、初回の会員向け相談が開催され、広報部会員が取材を兼ねて相談してまいりました。相談員は後見事業部理事。相談内容の一つは任意後見受任者としての委任業務で、通常業務以外の業務の対応についての相談。もうひとつは、今後の後見業務について、年齢的に自分自身が受任すること、特に年齢差があまりない方の後見業務を受任するにあたっての不安などを相談しました。よく話を聞いてくださって、的確なアドバイスをいただき、不安が晴れました。日頃、後見業務を行っている中での不安や、まだ受任をされていない方も受任をするにあたっての不安なことなどでも良いと思います。せっかくの機会を活用されてはいかがでしょうか。広報といたしましても事例が集まれば、後見事業部のご協力のもと、相談事例をまとめて会員向けの冊子を作成することも考えていきたいと思っております。なお、次回日程は下記の通りです。

◆会員向け相談を開催します(予約制)

日 時:平成30年3月26日(月)午後1:00~4:00(1人30分ずつ6名限定。先着順)

場 所:ヒルフェ事務室

予約方法:ヒルフェ事務局に電話(03-3476-5131)し、氏名・地区名・電話番号・希望時間をお伝え下さい。追って、後見事業部より確認の連絡をいたします。(締切 平成30年3月23日)